

下 総 第 6 6 号
平成 3 0 年 5 月 2 日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 木 本 暢 一 様
同 山 下 隆 夫 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置報告について

平成 3 0 年 1 月 1 8 日付け監査報告第 3 号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき報告します。

定期監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 産業振興課 〕

産業振興課について

「下関市ブランド発信事業」業務委託について、下関ブランド推進協議会に委託し、実施している。

しかしながら、当協議会は、市長を会長に市職員を含む委員で構成された組織であり、加えて、事務局は産業振興部産業振興課内に置かれ、当協議会の事務等は市職員で処理しているのが実態である。

本来、委託とは、地方公共団体自身が直接行わなければならない業務以外の業務について、効率的かつ円滑に業務を遂行するため外部機関等に発注するものであり、委託先である当協議会の事務局が産業振興課内に置かれ、実態として市職員自ら委託業務を遂行していることから、当業務を委託することに疑義がある。また、見積者が容易に予定価格を知り得ることや業務の履行者と履行確認者が同じであることなどから、当業務を当協議会に委託し実施することは適切でないと思料する。業務の実施方法について検討され、改善を図られたい。

「下関ブランド発信事業」については、平成30年度より下関ブランド推進協議会に委託を行わず、市が直接実施しています。